

# 独立行政法人緑資源機構について

平成19年5月28日

農 林 水 産 省

## 独立行政法人緑資源機構の概要

国民の安全・安心と地球温暖化防止に資する、緑の基盤づくりを担う

独立行政法人緑資源機構は、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資するため、森林資源を利活用するために必要な林道の整備を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行っている。

設 立:平成15年10月1日

根拠法:独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

資本金:6,530億円余(平成18年3月31日現在)

役職員:役員8名、職員720名(平成19年4月1日)

- 業 務:
1. 水源林造成事業
  2. 緑資源幹線林道事業
  3. 特定中山間保全整備事業
  4. 農用地総合整備事業
  5. 海外農業開発事業

# 独立行政法人緑資源機構の変遷

森林開発公団(昭和31年7月16日設立)

農地開発機械公団(昭和30年10月10日設立)

農地開発機械公団の組織、権利・義務を承継

農用地開発公団(昭和49年6月15日設立)

名称変更

廃止・業務を承継

名称変更

農用地整備公団(昭和63年7月23日改称)

緑資源公団(平成11年10月1日発足)

独立行政法人移行

独立行政法人緑資源機構(平成15年10月1日設立)

1. 水源林造成事業
2. 緑資源幹線林道事業
3. 特定中山間保全整備事業
4. 農用地総合整備事業
5. 海外農業開発事業

# 水源林造成事業

## 事業の意義

機能が低下した保安林の水源かん養機能を回復させるため、急速かつ計画的に森林を造成

国民の安全・安心を確保するため、森林所有者、地方公共団体等によって適時かつ適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く、その適正な整備が必要な場合に実施(平成18年9月森林・林業基本計画)

## 事業概要

- 水源かん養保安林及び同予定地等を対象
- 無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象
- 緑資源機構・造林地所有者・造林者が分収造林契約を締結して実施

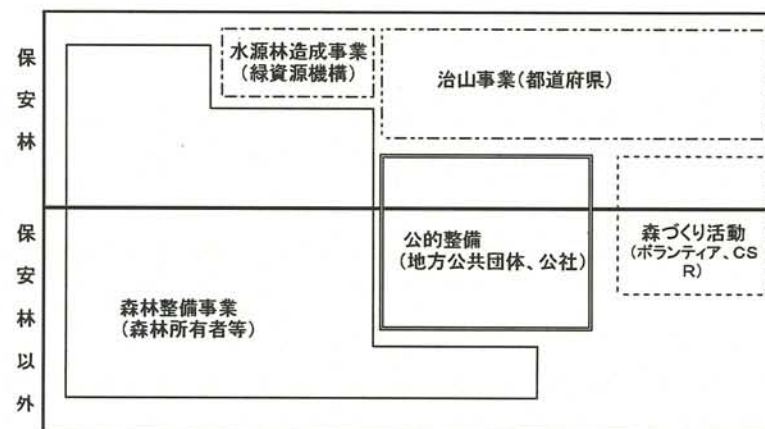
## 実績

- これまで(S36～H18)に、全国で45万haの植栽を実施  
[東京都と大阪府をあわせた面積に相当]
- ダム上流など重要な流域において水源林を育成  
[全国500基以上のダム上流域に20万haを造成]
- 針広混交林等の多様な森林を積極的に造成  
[H14以降、造成面積のすべてが多様な森林(年間約4千ha)]

## 事業効果

- 水が安定的に供給されるとともに、洪水の防止、水質の浄化など水源かん養機能の発揮に寄与
- 二酸化炭素の吸収・固定、土砂の流出・崩壊の防止等森林の公益的機能の発揮に貢献。また、働く場の提供により地域振興にも貢献

主な森林整備関連施策の対象(概念図)



# 緑資源幹線林道事業

## 事業の意義

地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域における林道網の骨格となる林道を整備

○林道、作業道等を適切に組み合わせ、効率的な施業のための路網の整備を図る。また、森林の総合利用の推進、地域産業の振興等においても重要な役割を果たす林道の整備を図る。(平成18年9月森林・林業基本計画)

## 事業概要

地理的条件が悪いため豊富な森林資源を十分に活用できない全国7箇所の森林地域(林業圏域)において、森林の整備、林業の活性化、地域の振興等を図るための幹線となる林道の開設・改良

## 見直し

○第三者委員会による検討を行い、建設予定区間20区間のうち、7区間で整備を取りやめ、残りの13区間全てについて幅員縮小等実施

緑資源幹線林道の役割について

区分	緑資源幹線林道	森林管理道(林道)	作業道・作業路
実施主体	(独)緑資源機構	都道府県、市町村等	森林所有者、森林組合等
規格	全幅員7m(5m) 2車線(1車線) 舗装	全幅員3~5m 1車線 一部舗装	2~3m程度 1車線 非舗装
特色	・広域な森林をカバー ・恒久的施設 ・大型車輛や一般の車輛が通行	・恒久的施設 ・大型車輛や一般車輛の通行は少ない	・一時的施設(継続的に使用されるものもある) ・林業用車輛・機械が通行

## 実績

○計画路線数32路線のうち5路線が完成  
○計画延長2,013kmに対する実績延長は1,312kmで進捗率は65.2%  
(平成18年度末)

## 事業効果

- ・幹線林道が骨格となり、林道、作業道等を繋ぐ林内路網の形成
- ・間伐等の森林整備の促進、地球温暖化の防止等公益的機能の高度発揮
- ・林業の振興に加え農畜産業など地場産業の振興
- ・森林の総合利用の促進
- ・集落間の連絡道、災害時のう回路としての機能、山村住民の定住条件の改善、等



# 特定中山間保全整備事業

## 政策的課題

農山村における過疎化・高齢化の進行、基盤整備の遅れによる、管理されない森林や耕作放棄地の増加  
→農林業の衰退に伴ない、森林及び農用地の持つ公益的機能の低下が懸念

- 食料・農業・農村基本計画  
適切な農業生産活動の維持を通じ、多面的機能を確保
- 森林・林業基本計画  
森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的な発展

## 事業概要

事業目的：森林と農用地が混在する中山間地域において、農林業の持続的な生産活動の促進と森林及び農用地の有する公益的機能を維持増進

事業内容：農林地の一体的な保全・整備を緊急かつ広域的に実施

- ・森林整備(水源林造成、分収育林)
- ・農用地整備(区画整理、暗渠排水等)
- ・土地改良施設整備(農業用排水施設、鳥獣外防止施設)
- ・農林道整備、農用地の林地転換

実施年度：平成15年度～

事業量：H19年度実施中3区域

(全体実施設計区域含む)

- ①森林整備421 ha ②農用地整備823 ha
  - ③農林道整備32 km ④農業用排水施設整備 66km
- 《平成19年度時点 調査地区 7地区》

## 事業効果

- 農林業の持続的な生産活動の促進
  - 農用地、農林道の整備による農林業の生産性の向上
  - 農業が持続可能な条件の整備、耕作が見込まれない農地の林地への転換により耕作放棄地の拡大防止
  - 分収育林の実施や、林道整備による管理の適正化により森林管理の低下防止
- 森林・農用地の公益的機能の維持増進
  - 地球温暖化の防止(CO2吸収、大気の浄化)
  - 水源かん養
  - 土砂崩壊・洪水の防止
  - 自然環境・農山村の景観保全 等

### 森林と農用地が有する公益的機能



### 生産条件の改善により耕作放棄地を解消

